



建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成27年7～9月分)

相談の受付件数

平成27年7～9月の受付件数は36件。ブロック別の内訳は東北6件、関東19件、北陸4件、近畿4件、九州3件。

相談者の属性

建設業者からの相談が最も多く(25件(元請11件、下請6件、専門工事業者1件など))、次いで公共発注者(2件)等からの相談があった。

主な相談内容

品確法の運用指針に関する相談は9件であった。その内訳は、歩切りの根絶等予定価格の適正な設定、ダンピング対策の活用の徹底、適切な設計変更など。その他は、社会保険未加入対策(5件)、新労務単価関係(3件)、建設業法全般(10件)などに関する相談であり、具体的には次のとおり。

<品確法の運用指針に関する情報>

- 地方公共団体発注の解体工事で3社に見積依頼がされたが、予定価格が最安値から3割引いた価格になっており、実勢価格とは思えない。品確法に違反するのでは。【7月・建設業者】
- 夜間施工の積算をもとにした予定価格が応札業者による昼間施工の積算結果とほぼ同じであれば「歩切り」をしている可能性も考えられる。【8月・元請】
- 「運用指針」では予定価格は原則事後公表とあるが、とある地方公共団体は公表していない。このことに関して問い合わせたが納得のいく回答ではなかったので予定価格非公表が法律に違反していないのか確認したい。【8月・元請】
- 道路工事等を元請として受注した際に、警察との協議が必要となるなどし、施工に時間的制約が生じた場合等には、設計変更の際に、単価を補正して対応することが可能であるはずだが、発注者側が、いろいろな理由をつけて対応してくれない(単価補正してくれない)。【7月・元請】
- H26年6月に契約した地方公共団体発注工事において追加工事を行ったが、発注者が増額分を払ってくれない。【7月・元請】

<公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報>

- 公共工事を受注している企業だが、一次下請の業者が3保険には入っているが建退共をやめてしまった。元請としてペナルティはあるのか。【7月・元請】
- 建設業許可業者の社会保険加入率を企業単位で100%、労働者単位で90%とする国交省目標を達成するという事は、二次下請以降や民間工事についても対策を進める予定でいるのか。【8月・匿名】
- 元請の指導で社会保険に加入をしたが、見積書に法定福利費を計上してもらえない(標準見積書を導入しているが、直接工事費の中に法定福利費が入っているといわれ、結果として総額は変わらず、負担だけが増えている。)。【8月・下請】
- 元請けに対して社会保険の法定福利費を請求できるようになったのか。具体的に何%とかあるのか。【9月・下請】
- 国土交通省のクレジットの入った、「この現場は、新労務単価の対象です!」というポスターがあるが、新労務単価かどうかはどう確認するのか。【9月・専門工事業者】
- 施工体系図は必ず提出しなければならないのか。【8月・建設業者】

<その他の関連情報>

- 建設業フォローアップ相談ダイヤルのポスターを会社や現場で掲示したいが貰えないか。【7月・建設業者】
- 新労務単価適用現場ポスターは配布していないのか。【9月・公共発注者】

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根絶	1
	③ ダンピング対策の活用の徹底	2
	④ 適切な設計変更	3
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	1
公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報	⑫ 社会保険未加入対策	5
	⑬ 新労務単価関係	3
	⑭ 建設業法全般	10
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	9

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)